

その他提言

組織の概要 (企業用)

会社名 有限会社オダタ

所在地	〒781 4211 高知県香美郡香北町萰生野 2 8 3 - 1 TEL: 0 8 8 7 5 - 9 - 4 5 1 1 FAX: 0 8 8 7 - 5 7 - 1 4 5 3 E-mail: organic@odata.cc		
ホームページ	http://www.odata.cc		
設立年月	H . 1 年 6 月		
代表者	小田々豊	担当者	小田々豊
資本金	5 6 0 0 万円	従業員数	2 名
沿革	H . 1 代表他 3 名が自営農業を合併する形で有限会社オダタ設立 生姜柚子など有機農産物を主力とする		
事業概要	有機栽培の柚子オクラ小夏など		
環境に関する活動実績	有機農業の実践 代表による環境オンブズマンの設立など		

売上高 (15 年度) 7 0 0 万円

政策のテーマ

鳥獣害対象生物の生育域コントロールによる共生

政策の分野

- ・カラスなどの生育域コントロールによる共生
- ・

政策の手段

レーザーによる対象鳥獣の威嚇での生育域制限

団体名：有限会社オダタ

担当者名：小田々豊

政策の目的

鳥獣害に関する生物の生育域の制限により、その被害が発生しない区域を確実に確保すること

- ・カラスによるゴミへの問題、鳩の糞害
- ・農作物等の鳥獣害被害の削減
- ・鳥インフルエンザ等の拡散の制御

背景および現状の問題点

下記の問題に対して現在何ら対処方法がないか、個々の住民による一時的な対処療法により徒労のような作業が繰り返されている。しかし動物には学習能力があり、対処療法は永く続かず結果的に甲コストである。あるいは住民の高齢化などのためや労力気力の維持向上は難しく、逆に動物はその勢力圏を増やす傾向にある。

- ・カラスによるゴミへの問題、鳩の糞害
- ・農作物等の鳥獣害被害の削減
- ・鳥インフルエンザ等の拡散の制御

政策の概要

下記のシステムを開発し、ノウハウを蓄積し、普及を諮る。

監視カメラで防除対象空間を監察し、そこに登録された害鳥獣が進入すると、それをコンピュータが画像処理で認識し、その害鳥獣の眼にレーザーを照射、威嚇、対象空間からの退出を促す。

開発された個々の機器のランニングコストは携帯電話の管理費程度になる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1. 関係技術を持つ企業団体の発掘。
 - ・ レーザー技術
 - ・ サーボモニター
 - ・ 画像処理
 - ・ 対象生物の行動特性のデータ化
 - ・ 通信ネットワーク
2. 既存技術の実施上の問題点把握
3. 試作器の作成
4. サンプル地域による実証試験
5. 問題点整理（機器はネットワーク型・独立型あるいは両方のどれがよいか）
6. システム政策会社公募
7. 普及促進

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

全体の調整 有限会社オダタ

政策の実施により期待される効果

以下各々について、

- ・ カラスによるゴミへの問題、鳩の糞害

レーザーの到達範囲と画像解析精度の範囲内の空間は完全に対象鳥獣を排除できる。

空間単位で管理できるため、都市部が連続する空間では広範囲に生育域を狭めることができ、カラスや鳩の絶対量を減らすことができる。

- ・ 農作物等の鳥獣害被害の削減

上記システムと同様の方法論の他に 管理範囲の狭さ、地上生物、レーザーを遮るものの多さ等によるコスト問題の克服が成されれば、人と対象鳥獣との棲み分けができる。

- ・ 鳥インフルエンザ等の拡散の制御

対象ウイルス蔓延地域を包囲するようにシステムを設置すれば、ウイルスの拡散は防げる。

また、カラス等の通常的な広域的移動を制限するようにシステムを設置すれば、蔓延前のウイルスの拡散は防げる。

その他・特記事項

過疎過密による都市化と農山村の衰退は個別の住民が努力するだけでは解決できない壊れてしまった鳥獣との共生関係を突きつけてくる。

このシステムは既存技術を有機的に繋ぐだけ新しい共生関係の構築に寄与するものとする。

この程度のものが何故オンラインだけで提出できないかが疑問です。

電子自治体に反することではないでしょうか？

忙しい身としては印刷して郵送することには非常に抵抗があります。

封筒代や切手代もかかります。

それらは同時に資源の浪費でもあります。

そちらとしても紙にあるものをまた他のものに入力し直すという手間がかかるのではないのでしょうか？

環境省事業としては政策の一貫性に欠けるのではないですか？

人手不足の電話対応はできません。連絡は主にメールでお願いします。

組織の概要 (企業用)

会社名 株式会社 クリエイトエコ

所在地	〒216 0023 神奈川県川崎市宮前区けやき平 7-6-104 TEL: 044-877-7018 FAX: 044-877-7018 E-mail: ktani104@yahoo.co.jp		
ホームページ	なし		
設立年月	昭和 62 年 8 月		
代表者	谷 泉	担当者	谷 敬
資本金	10,000,000円	従業員数	7 名
沿革	昭和 62 年 8 月 28 日 (株)GHエンジニアリング設立 資本金 100 万円 平成 8 年 3 月 3 日 資本金 1000 万円に増資 平成 13 年 8 月 29 日 (株)クリエイトエコに社名変更 現在に至る		
事業概要	土木構造物の設計：道路・橋梁・道路構造物・地下構造物・河川・ 河川構造物・港湾構造物 土木構造物の計画・測量・構造物調査・計測 土木構造物のプログラムの開発 環境部門：土壌汚染・水質汚染・廃棄物処理の計画と調査 E A 2 1 認証・登録のアドバイス指導 地球環境・地域環境のアドバイス指導 その他環境に関する事項		
環境に関する活動実績	株式会社 シック H15 年 2 月 東総用水施設堆砂汚染度調査 水資源開発公団 (千葉) H15 年 5 月 中津川市ごみ焼却跡地土壌汚染調査 中津川市 エコウコンサルタント 株式会社 H15 年 4 月 八千代市内土捨て場土壌調査 民間 H15 年 5 月 東京外語大学跡地水銀汚染土壌調査 都市基盤整備公団 H15 年 10 月 E A 2 1 パイロット事業のコンサルタント エコウコンサルタント株式会社東京支店 H15 年 10 月 中国工程師学会第 2 3 回シンポジウム特別講演 「地下構造物の環境問題」日本チームの団長 旧 E A 2 1 の申請指導 6 事業所		

売上高 (15 年度) 3,375,235 円

政策のテーマ

地域環境活動支援事業

- 政策の分野 環境パートナーシップ
- ・地域環境活動への支援
 - ・地域環境活動へのアドバイザー
- 政策の手段 組織・活動
- ・地域環境活動グループを支援および情報提供とアドバイスをNPO形式で行なう。

団体名：(株)クリエイトエコ

担当者名： 谷 敬

政策の目的

地域で環境活動を行なっているNPO小グループの支援を目的とする。具体的には、グループが活動する場合の会議室の提供・資料及び簡単な計測器具の書庫・最新環境情報の提供・環境情報の入手方法や分析解析方法の指導等である。支援を行なう団体は、都道府県にあるNPO環境カウンセラー協議会とする。

背景および現状の問題点

地域の環境活動を行なっているNPO小グループは資金不足であるが、環境保全の重要性の認識は十分に理解している。特に京都議定書の発効が確実になり、健康な高齢者を含め民生の役割も理解していると言う背景がある。マンパワーはあるが会議室や書庫の安定的確保が出来ないために、グループの活動が長続きしないのが現状である。最新の環境関係情報は専門雑誌であるが購入資金がない。環境活動に関する適切な情報の入手方法が分からない。収集した環境情報の分析方法が不明で、信頼性のある分析解析が出来ないと言う問題点がある。施設使用の支援・最新情報の提供・適切なる指導を求めている。

政策の概要

地方自治体の資金的支援を受けた、都道府県のNPO環境カウンセラー協議会(以下協議会と言う)が、地域環境活動NPO小グループ(以下グループと言う)を支援・資料提供・各種指導を行なう。

会議室等の施設の利用は、公共施設や民間企業で所有する会議室等の使用していない時間帯の利用を認めるよう協議会が交渉する。会議室の利用が有料の場合は協議会が負担する。資料および簡単な計測器等の書庫は、基本的にはグループが負担するが、設置費用等については協議会が負担することもある。

協議会は地方自治体・公共企業・環境関係専門雑誌(購入)等の情報を収集し、協議会に所属する環境カウンセラーが整理分析した情報を、希望するグループにE-mailにて提供する。情報のコピー送付はその実費用をグループが協議会に支払う。協議会とグループの全てのコミュニケーションは、E-mailを基本としこの場合は無料とするが、その他の方法の場合は有料とする。

グループが、ある環境情報の入手を希望し、協議会が所有しているか、または収集可能な情報(データベースも含む)を、グループに提供する。

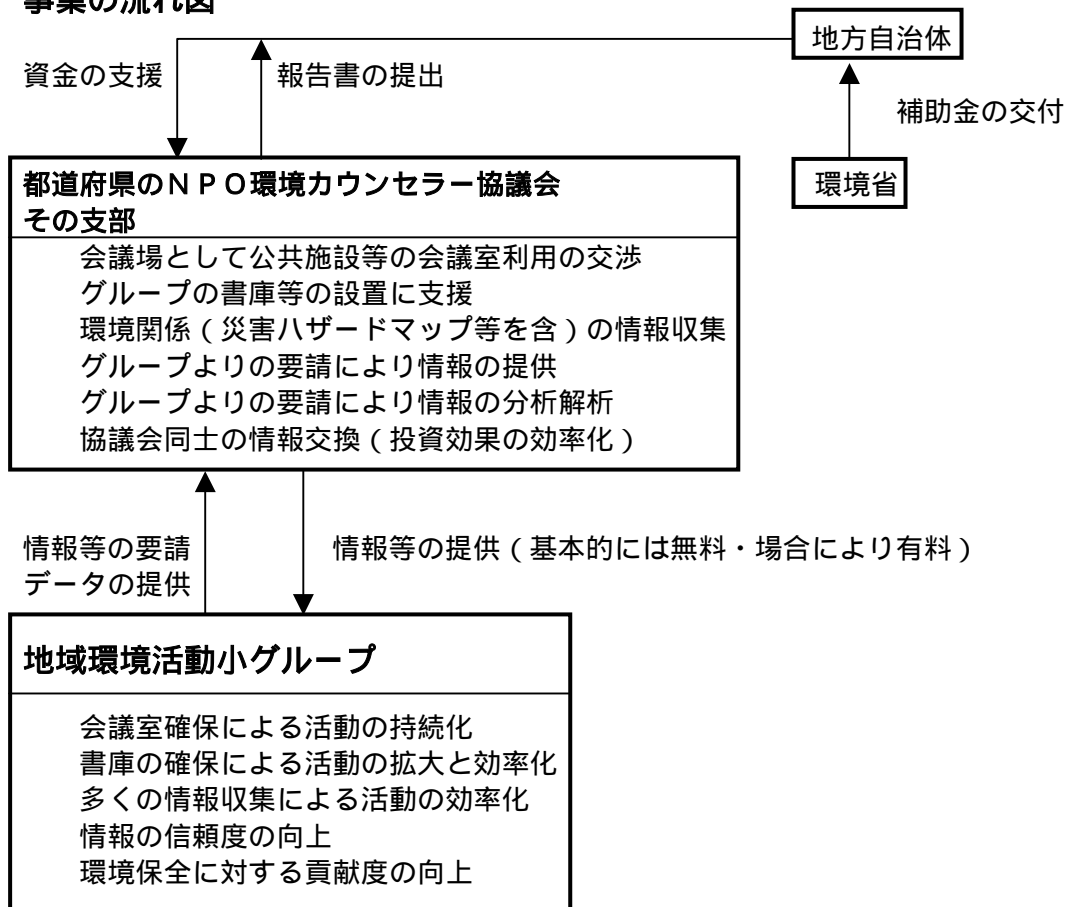
グループが要求する情報の分析解析については、協議会の能力に応じて提供する場合がある。その費用については、ケースバイケースで両者において協議して決める。

都道府県の協議会同士は、お互いに情報の交換を行い投資効果の効率化に努める。

協議会のPRは、各協議会で考えるが、ホームページや公共施設・町内会・自治会等の掲示板に掲載することが予想される。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

事業の流れ図



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の提案は㈱クリエイトエコであるが、実施主体はNPO環境カウンセラー協議会とする。㈱クリエイトエコの環境担当者は、NPO法人かながわ環境カウンセラー協議会に所属し、川崎支部で活躍中である。協議会からの政策提案では内部の協議等に時間が必要となり、10月26日の締め切り日までの提出が困難と判断された。㈱クリエイトエコの提案が採用された場合は、かながわ協議会に実施主体を移行する予定である。F S段階まで行けば下記の団体との提携を考慮する予定である。

- NPO法人岩手県環境カウンセラー協議会
- NPO法人栃木県環境カウンセラー協会
- NPO法人武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会
- NPO法人かながわ環境カウンセラー協議会（F Sの政策の実施主体）
- NPO法人環境カウンセラー会ひょうご
- NPO法人大阪環境カウンセラー協会
- NPO法人環境カウンセリング協会長崎

その他上記NPO法人以上の能力・組織があると認められるNPO法人との提携を模索する。提携・協力主体の特徴は、グループとのコミュニケーションを統一的に実施するために、国や地方自治体の要請に対して、統一的な報告が可能で信頼性が高まる。

提携・協力主体が多いほど情報の交換により、情報収集・情報分析解析の重複が避けられ効果的で効率的な運用が可能となる。

政策実施主体の組織

「協議会本部」・「地区協議会」・「地区代表グループ」・「地区グループ」・「世帯」
 末端組織帯は「世帯」を対象とする。

政策の実施により期待される効果

限られた時間での予備調査（川崎市宮前区・多摩区・麻生区）の結果によると、地域環境活動NPO小グループは自発的に参加する住民で、グループの下に参加する住民の数は非常に多いことが予想される。現在、住民は環境保全の重要性を十分に認識しており、何らかの形で環境問題に参加を希望している。グループでの組織作りは容易であるが、会議室・書庫・情報入手の手法・信頼ある情報分析・横断的他のグループの情報等が明確でなく、活動による効果評価が不明である。資金不足と結果の評価が不明でもあり、過去の経験から持続できないのが現状である。予備調査では、省資源省環境負荷（エネルギー・CO₂・廃棄物）・自然環境保全・生態系の保護等に関心が高い。

予備調査地区が住宅地区で、比較的に自然環境のある関係から、商業地区では異なる傾向を示すことが予想されるが、省資源省環境負荷は変わらないと推測される。いずれにしても、住民の不安が解消されるならば、グループの再組織化は容易であると予想される。NPO法人かながわ環境カウンセラー協議会は、グループに対する支援を行なう能力と組織力があり、この政策を提案するものである。

京都議定書の発効がほぼ決まり、国際的約束であるCO₂の削減が問題視されている現状から、民生部門の削減が急務である。財政難の現状から、NPO法人の有効利用は期待される効果は大きいことが確実視される。事業参加世帯数は100万世帯を目標とする。

その他・特記事項

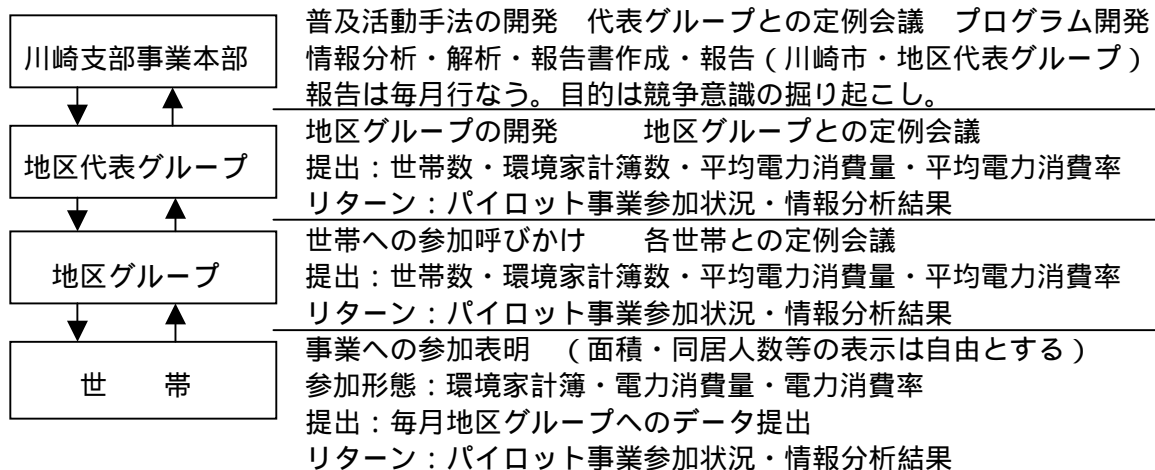
この政策がFSまで進んだ場合、川崎市でのパイロット事業を提案したい。NPO法人かながわ環境カウンセラー協議会の会員数は約150名で、川崎支部の会員数は15名である。EA21の普及活動や川崎市の環境教育等の予定行事はあるが、パイロット事業の推進には横浜支部の応援も期待でき、問題はないと考えている。

川崎市の統計を次に示す。（川崎市の資料による）

面積・土地利用・人口・人口密度 2000年

地区	面積 (ha)	住居系 (%)	商業系 (%)	工業系 (%)	人口 (M)	人口密度 (M/ha)
川崎市	14,435	66.2	10.6	23.2	1,249,905	86.6
川崎区	4,025	17.9	18.8	63.3	194,091	48.2
幸区	1,009	62.7	15.8	21.5	136,487	135.2
中原区	1,481	71.6	14.3	14.1	198,300	133.9
高津区	1,710	79.0	5.7	15.3	182,112	106.5
宮前区	1,860	92.7	5.8	1.5	200,040	107.5
多摩区	2,039	94.5	4.9	0.6	196,637	96.4
麻生区	2,311	95.1	3.2	1.7	142,238	61.5

パイロット事業の計画（1万世帯の参加を目標とする）



注）世帯以外の情報交換は E-mail にておこなう。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 NOP法人 環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN

所在地	〒524-0011 滋賀県守山市今市町139番4 TEL: 077-582-7283 FAX: 077-582-7283 E-mail: iso@selfdecl.jp		
ホームページ	http://www.selfdecl.jp		
設立年月	2002年1月 *認証年月日(法人団体のみ) 2002年1月17日		
代表者	清水博	担当者	清水博
組織	スタッフ 1名 (内専従 1名)	個人会員 13名	法人会員 2名 その他会員(賛助会員等) 名
設立の経緯	全国津々浦々に環境保全活動の環が広がることを願い、平成13年4月から任意団体としてISO自己宣言方式による環境管理システムの普及活動を開始したが、状況判断により同年9月から法人化に向けて作業を開始し、滋賀県の認証を受け平成14年1月23日設立した。		
団体の目的	日本国に住所を有するあらゆる種類・規模の、法人か否か、公的か私的かを問わず、独立の機能及び管理体制をもつ、企業、会社、事業所、官公庁もしくは協会、又はその一部若しくは結合体(組織)に対して環境の保全を図る活動のメリットを啓発するとともに、環境ISO14001規格への適合の自己宣言方式を普及するための事業を行い、もって公益の増進に寄与すること		
団体の活動プロフィール	<p>ISO14001規格の用語の解説集及び逐条解説を作成しインターネット上で公表</p> <p>環境審査登録制度に対抗する環境ISO自己宣言登録制度を平成14年9月にインターネット上で発表</p> <p>滋賀県(元)中主町役場他10数社に環境ISO導入のコンサルティング実施</p> <p>環境保全活動と業務活動を融合化して管理する環境経営の考え方、合理的な環境マネジメントプログラム作成の手法、法的要求事項特定の手法をインターネット上で公表</p> <p>環境経営管理システム自主確立マニュアルと運用管理マニュアルを取りまとめ中</p> <p>これにより、パソコンと対話形式で環境マネジメントシステムを構築し、運用管理できるプログラムソフトの開発とを目指している。</p> <p>このプログラムソフトをCDに収め、当団体の会員に無償提供する計画</p>		

活動事業費(平成15年度) 355,892円

政策のテーマ 環境ISO関連情報のIT化による環境保全活動への取組みの促進

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 地球温暖化の防止

政策の手段

制度整備及び改正、組織・活動

団体名：NPO法人 環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN
担当者名：清水博

政策の目的

数百万にも及ぶ全国津々浦々の事業者が等しく自発的にISO14001規格（以下、「環境ISO」という。）による環境保全活動にいそしめる社会の実現を目指す。

背景および現状の問題点

環境ISOの序文に「この規格は、あらゆる種類・規模の組織に適用でき、しかも様々な地理的、文化的、及び社会的条件に適応するように作成した。」とあり、適用範囲のe)項に「この規格との適合を自己決定し、自己宣言する。」（自己宣言方式）とあるところ、社会一般から見て審査登録方式の採用は中小・零細事業者にとって障壁の高いものであり、審査登録方式一辺倒は環境ISOによる環境保全活動への取組みの広がりを阻害するものとなっている。

政策の概要

- (1) 環境ISO自己宣言方式を用いて全国津々浦々の事業者誰もが環境保全活動に自発的に取り組む社会の実現に向けて、次のような支援策を講じる。
 - a. どのような地域・種類・規模の事業者にとっても使いやすく分かり易い環境ISOによる環境保全活動を促進するプログラムソフト・組織の環境保全活動と事業活動を融合して管理する「環境経営統合管理システム」（仮称）を必要とする事業者に無償で提供するとともに下記の環境ISO関連IT化情報を提供する。
 - ア 環境関連のJIS規格をインターネット上で無償公開
 - イ それぞれの地域のあらゆる種類・規模の事業者が自らの組織に課せられる法的要求事項を容易に特定できるようなデータベース及び国又は団体が公開している環境関連の法令の解説等に係る情報を一元化するデータベース並びに国・都道府県・市区町村への環境に関連する申請・届出様式等を一元化するリンク・データベースの提供
 - ウ 3R、省エネ・省資源、安全に資するEVABATのデータベースの提供
 - エ 産業廃棄物協会等は不正を行わない信頼できる事業者データベースの提供
 - b. 中小・零細事業者へのIT化支援：
 - ア 事業者・従業員向けITセミナーの開催
 - イ 全国の市町村にISO環境経営対応ヘルプデスクの設置
 - ウ 事業者向けリユース・パソコンの支給又は無償レンタル制度の創設
- (2) 審査登録制度に対抗する環境ISO自己宣言事業者登録制度を確立する。

国を初め都道府県、市区町村における建設・測量・建設コンサルタント等業務契約、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約についての競争入札参加者の資格につき自己宣言登録事業者も認めるようにするため、必要とするものが無償で利用できる登録制度を創設し、登録事業者データベースを設けること

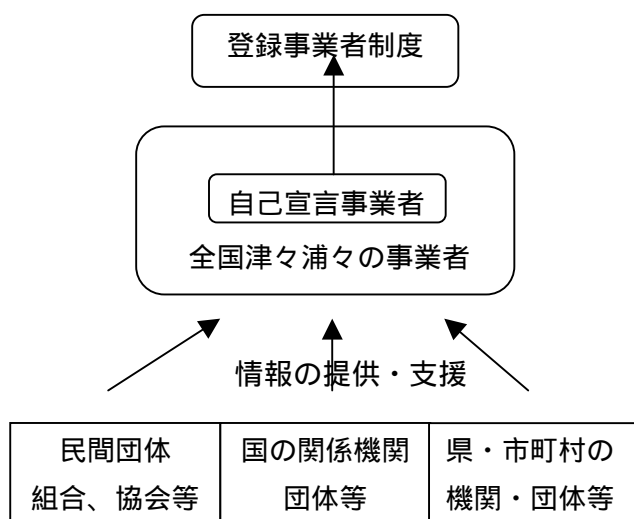
政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

環境ISO関連情報のIT化政策

国の関連審議会の何れかに「環境ISO関連情報のIT化政策分科会」を設けて、分科会において次のような実施体制を決定する。

事業者による環境経営統合管理システムの導入は利益の創出につながり、自治体等における税収増が期待でき、これを当該政策実行の経費に充てるものとし、事業者への支援は原則無償で行うようにする。

民間団体は国又は自治体から委託を受けて当該政策の遂行に必要な活動をする。



入札資格関係に活用するため必要に応じて民間団体又は市町村役場に自己宣言事業者登録してもらう。

事業者は民間団体又は市町村役場から必要に応じて環境保全活動の取組み、IT化等（上記（1）b.）について支援を受けることができるようにする。

情報提供はインターネットで行い、インターネットが使えない事業者には市町村役場がCDに収録したものを無償頒布する。

上記（1）a. の情報を提供する機関・団体は、所掌範囲内で環境ISOによる環境保全活動の取組みに必要なあらゆる情報を提供するものとする。

自己宣言事業者は自己宣言書を毎年公表し、登録事業者は環境報告書を毎年公表するものとする。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

この政策の主体は事業者です。

事業者が環境保全活動について自覚をもってくれなければ政策の実効はあがりません。

そこで事業者が環境保全活動に参画してくれるように国をはじめ地方公共団体が鉦や太鼓で音頭取りをする必要があると考えます。

すなわち、実施主体として中央環境審議会や産業構造審議会などの指導のもと「環境ISO関連情報のIT化政策分科会」を設けて、都道府県、市町村が主体となり、独立行政法人環境再生保全機構、財団法人日本環境協会、環境カウンセラー協会、当団体など営利を追及しない既存の機能を司々（つかさつかさ）で協力団体として活用してはどうかと考えます。

当団体は、この政策で提供する情報のうち事業者が環境保全活動に取り組むについての障害を取り除くツール - 「環境経営統合管理システム」 - を開発中であり、このソフトの維持・管理・バージョンアップを担当することができます。

また、事業者へのIT化支援として環境経営管理専用の廉価なパソコンの供給をパソコンメーカーに促すことも必要であろうと考えます。

この政策は行政サービスと位置付け、権益を生まないような仕組みになることを望みます。

政策の実施により期待される効果

この政策は、環境ISO関連情報のIT化によって環境保全活動への取組みの促進しようというものであるが、環境ISO関連情報の目玉の一つに「環境経営統合管理システム」というツールを用います。

環境経営統合管理システムは環境保全活動への取組みのツールとして環境ISOを短時間に容易に取り組めるもので、かつ、取組みに過大な経費は不要であると社会全般で認識してもらえれば環境保全活動へのバリアフリー化が進み、環境保全活動への取組みが加速的に促進されることが期待されます。

なお、当団体が提唱する環境経営統合管理システムは次のような特徴を備えています。

環境経営統合管理システムは組織の環境保全活動と事業活動を融合して管理するものであり、すなわち事業活動のあらゆる側面で「環境への心づかいを注意深く」し、合理化、効率化をとおして省資源、省エネルギー、3Rなどの環境保全活動を進める結果、利益の創出が見込めます。

事業者が健全で元気を取り戻せば結果として地方財政の改善が可能となります。

環境経営統合管理システムは「組織のコンプライアンス性（法令遵守）を確実にすること」を推奨しており、ISOで制定が予定されている「組織の社会的責任」を先取りしています。

当団体では、最近世間を騒がせる不正、不祥事、欠陥隠し、隠滅・改ざんなどは「著しい環境影響」を生じる環境側面ととらえており、組織がコンプライアンス性を確実にすれば、そのような負の環境影響である社会的現象は幾らかでも減少すると考えています。

その他・特記事項

環境ISO関連情報のIT化は自己宣言方式だけでなく審査登録方式、EA21、KESなどの仕組みにとっても必要なことであり、IT化自体を否定すべきでないと考えています。

また、環境保全活動への取組みにあたって何れの方式・制度が事業者にとってふさわしいかは事業者自身が判断するところであり、自己宣言登録事業者が自己宣言方式を飽き足らないと感じるときはEA21、KES、或いは審査登録方式やその他の仕組みに参入することも、逆に審査登録方式を採用していた事業者が自己宣言方式に切り替えることも事業者にとって自由であるべきと考えています。

自己宣言方式の信頼性は事業者の情報開示により確保されますが、利益の創出というインセンティブはあるものの環境保全活動の課題は自己研鑽を如何に限りなく継続するかにあります。これについて表彰制度を採り入れるなど工夫が必要でしょう。

この政策を推進するについて現在当団体は、環境経営統合管理システムのプログラムソフトを開発するべく「環境ISO14001 IT化支援ソフト開発プロジェクト」としてマイクロソフト株が募集した「マイクロソフトNPO支援プログラム」に応募しています。

http://www.selfdecl.jp/NP03_form.doc（応募額：300万円、選考結果は11月上旬）

なお、この応募が採択されなかった場合は、他の助成団体等の支援を仰ぎつつ2～3年時間をかけて開発する計画です。

団体の概要

団体名 特定非営利活動法人 沙漠植林ボランティア協会

所在地	〒029 - 4306 岩手県胆沢郡衣川村大坂 51 TEL : 0197 - 52 - 3629 FAX : 0197 - 52 - 3923		
ホームページ	homepage2.nifty.com/sashoku/		
設立年月日	1990年 9月 認証年月日 2002年 2月 12日		
代表者	菊地 豊	担当者	菊地 豊
組織	・社員会員 17名・植林会員 520名・スタッフ 12名(内専従4名)		
設立の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・古代文明(メソポタミア・エジプト等)衰亡原因は沙漠化であり、地球上の深刻な沙漠化を知り中国沙漠地で緑化造林活動をはじめた。 ・10年の試行錯誤で農牧民との合作造林が成功したので、NPO法人となり農牧民の自主的緑化造林を技術、資金の両面から支援している。 		
団体の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・沙漠化した荒漠地、砂丘を緑化再生して、貧しい農牧民の生活安定、向上を計り、併せて地球温暖化を防止する。 ・具体的目標(1)自然生態系に合った緑化で持続可能な地球環境を創新 (2)緑化の基礎技術開発と普及人材育成する沙漠緑化大学創設 		
団体の活動プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> ・1990年～中国沙漠地を踏査。モウス、クブチ沙漠で実験植林を開始 ・1994年～ホルチン沙漠で農牧民と合作 - モデル森林農場(共同型、家族型) ・2001年～1999年 2000年の連続大旱魃でポプラ等の大量枯死を反省して、適木疎林育草、禁牧舎飼の疎森農場普及会を作り、住民人材育成を開始。 参加者：ホルチン沙漠(76戸 551ha) 内蒙高原(6戸 60ha) ・2002年：ホルチン沙漠(291戸 3,377ha) 内蒙高原(7戸 70ha) ・2003年：ホルチン沙漠(308戸 6,512ha) 内蒙高原(5戸 55ha) サース事件で日本人不在で事務的混乱はあったが、計画は90%達成 日本沙漠学会で論文報告と沙漠緑化大学創設を提言 ・2004年：ホルチン沙漠(488戸 7,314ha) 内蒙高原(3戸 35ha) モンゴル国 ゴビ沙漠踏査 指導 2005年 春の植林の合作協定申込み 475戸 14,923ha その他 中国植林連携グループ(日本NGO等) 14 緑化累積 ホルチン沙漠(地方政府等発表 46万ムー、30,636ha) 内蒙高原 220ha 		

活動事業費(平成15年度) 25,452,040円

政策のテーマ **国際沙漠緑化大学の創設**

政策の分野

- ・ 地域温暖化の防止（吸収源）
- ・ 持続可能な開発（技術、システム）
- ・ 環境パートナーシップ（人材育成）

団体名： 沙漠植林ボランティア協会
担当者名： 菊地 豊

政策の手段 国内法及び国際条約の制定

政策の目的

人口爆発と地球温暖化によってユーラシア大陸の乾燥地帯も沙漠化が進み、飢餓、貧困、難民、黄砂・・・諸問題解消は地球的課題である。その根本解決のために世界市場経済の恩恵を受けている先進国は、率先融資して沙漠緑化大学を創り、地球的緑化の基本技術の向上と普及人材を養成して壊れた生態系を再生し、ヒトと他生物が共生する地球にすることを旨とする。

背景および現状の問題点

ユーラシア大陸内陸部の乾燥地帯も自然生態系を無視した農牧業（粗放耕作、過密放牧）と工業開発（CO2 排出）によって植生退化、絶滅をまねき死の大地が急拡大している。

（１）緑の大地再生運動は都市住民の感情的衝動が多く、各国政策も効率性は少ない。

（２）沙漠化現象を歴史的科学的に解明し、生物（植物、動物、微生物）の生態系基本原理と可能性を探求して、緑の大地再生と持続的発展の、実験とモデルと普及の併行実践を急がないと、再生コストは年毎に倍増している。

（３）現行の緑化コストは高い（某国沙漠モデル保全林事業は 4,200ha、16 億円。Ha 当たり 38 万円、住民は官の無駄遣いであり真似できないと笑っている）

政策の概要

国際機構として実践的沙漠緑化大学を創り、緑化の基礎研究と実用的技術を構築し各地現場ごとの適正技術を実証、普及する人材を育成し、21 世紀中に沙漠を解消する。

- （１）日本が大学構想（案）を作成し、各国に提案し、条約化する。
- （２）第 1 校をユーラシア大陸、以降年次計画で各大陸等にネットワーク校。
- （３）財源は新税と現税法改正と民間寄付金による。

環境税創設 CO2 排出者納税金の用途指定 免税範囲拡大（個人、企業）

政策の実施方法と全体の仕組み

	行政向け対策	研究者向け対策	住民等向け対策
目標	新国際条約による推進 (環境税等新・改正)	実践的研究・教育	国際協力運動の推進
調査	関係内外法の制度 予算、政策、実態	参加者 - 公募 研究テーマ等の調整	疎林農牧経営への転換 参画、協働
分析	各国政策、与論	各地で研究開始	大学キャンパス候補地 自然的社会的条件調整
企画	新国際条約案・協議 条約発効	ネットワーク 開校地での研究、学 生募集	実験地の緑化運動 (低コスト)
対策実施	環境税スタート 第1校スタート ネットワーク校スタート	研究、教育推進	モデル地の緑化運動 普及地の緑化運動
成果検討	官民成果検討研究会		
対策刷新 実施	国会・国連・民間100人委員会・10万人会議等に報告・協議		

政策の実施主体

- ・ 環境省、外務省、農水省、科文省、経通省・・・関係省庁
- ・ 国際沙漠緑化大学 推進本部
 - (1) 総理大臣、関係省大臣、関係省
 - (2) 民間 - NGO / NPO 代表、学会代表、企業等代表
- ・ 国際沙漠緑化大学 運営本部
 - (1) 国連機構
 - (2) 関係国 (大学オーナー及び緑化施業地住民代表)
 - (3) NGO / NPO 代表、緑化施業地住民代表
 - (4) 納税者等代表

政策の実施により期待される効果

全世界の乾燥地に適合した波及効果（適正技術、低コスト）の高い沙漠緑化、新産業等の技術とシステムが確立、発展、普及する

(1) 乾燥地の適木、適草、適作のため、遺伝子工学等による新種発見・開発

(2) 立体的な太陽エネルギーの活用

空中・・・木本植物（疎林）

地表・・・草本植物（節水管理）

地中・・・小動物、微生物等による分解、

土の団粒化、保水力向上、

生態系の発展、深化のスピードアップ

肥土樹（菌根苗）

飼料樹（葉・細枝）

花実樹（密源・果実）

パルプ樹（早柳）

エコエネルギー植物他

(3) 植物の低コスト育苗、定植、成長、収穫、加工、貯蔵、利用技術の深化

(4) 緑化高地の太陽光、風力発電、バイオマスエネルギー等による循環型、低コスト、健康品質などの新産業の創生、発展

(5) 水資源の適正活用、耐塩性植物等による塩漠化防止

(6) 地球温暖化の進行抑制

(7) 住民と共生する持続可能な疎林農牧経営による飢餓貧困解消と生活安定

(8) 新しい緑色文明（グリーンルネッサンス）の創造

(9) 平和な地球、人類

その他・特記事項

当会のメンバーは日本国内農林業のベテランであったが、乾燥地での農林業活動は試行錯誤の後ようやく現地農牧民の信頼を得た。しかし地方政府一部の幹部の無責任と、腐敗に悩まされた。ほかのNGOで農林業の基礎知識、現地社会のシステム情報が少なく意気込んだ割に成果の乏しかった例や、雨量の多い土地で自然林を伐って近視眼の人工林に無駄に多い投資をしている例も多い。現地の気象条件、土質、生態系、社会慣習に合った緑化をしないと、地方政府官僚を喜ばせるだけで住民不在の自己満足活動になる。これを予防して、NGO/NPO活動成果を高めるためにも緑化情報源としての沙漠緑化大学を創設することを提言します。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 NPO ブルーアース

所在地	〒238 -0022 神奈川県横須賀市公郷町 5 - 4 6 (担当者連絡先) TEL:046 - 852 - 8981 FAX:046 - 852 - 8981 E-mail:terasakt034@nifty.com		
ホームページ	(事務所住所) 〒236-0033 神奈川県横浜市金沢区東朝比奈 1-57-14 (熊田宅)		
設立年月	平成 15 年 9 月 1 日 * 認証年月日 (法人団体のみ) 平成 15 年 9 月 1 日		
代表者	熊田展郎	担当者	寺澤克徳
組織	スタッフ 13 名 (内専従 名) 個人会員 13 名 法人会員 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	<p>かながわ科学研究推進協議会(事務局：企画部科学技術振興課内)の有志を中核に、各自が持つ経験、知識を生かして社会貢献しようと設立しました。会員は各分野で経験、技術を蓄積してきており、NPOの立場から自由な発想と行動力で課題解決にあたり、実りある社会貢献を目指しております。我々の住むかけがえのない地球、宇宙からみた“青い地球”を我々の手で守っていかうとの意をこめて、法人名もNPOブルーアースとしております。</p>		
団体の目的	<p>本 NPO は、広範囲にわたる高度な専門知識・能力と豊富な経験を有する会員相互の協力により、環境保全に関する幅広い分野で、情報、啓発、調査研究、技術開発、支援活動などを行い、不特定多数の市民の生活環境の保全を推進することにより公益の増進に寄与することを目的としています。NPO 団体として、市民の視点からいくつかの社会的課題に対して建設的な提言を行い、その実施については自ら実施できるものは行い、協働作業が必要なものはその構築を図っていくことにしています。NPO としてグループを作ったことにより、他のグループ、企業、行政、との協働作業も可能になり、課題の実現に道が開かれつつある、との思いでおります。</p>		
団体の活動プロフィール	<p>会員が殆んど技術者であることもあり、活動分野を環境、エネルギーに焦点を合わせて活動中です。</p> <p>法人設立は昨年9月でしたが早速福島県において、新エネルギービジョン策定調査業務に参画することができ、度重なる現地調査や、地元との緊密な連携をとりながらの調査の結果、本年初頭に報告資料を完成し、高い評価を得ることができました。</p> <p>上記と併行して現在の廃棄物処理の問題点を探り、不法投棄問題や、関連する廃棄物エネルギーの増大確保、静脈物流等について、独自の実態調査と問題点整理を行ってきました。</p> <p>また、日本の農業をみなおし、食料自給率を徐々に高めていくことが必要になってくるであろうとの思いと、環境保全にも思いをいたしながら、野菜栽培をしており、その収穫を楽しむと同時に青少年の啓発にも尽くしているところです。</p> <p>なおグループの集合拠点を、かながわ県民ホールに定めており、定期的に全員が集まるほか、プロジェクトが組まれた場合はそのメンバーは、必要に応じ度々集まり作業をしております。</p>		

活動事業費 (平成15年度) 127,000 円

政策のテーマ 「不法投棄ゼロ作戦」

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 環境パートナーシップ

政策の手段

- ・ 制度整備及び改正
- ・ 県単位での個別検証と広域化検討

団体名：特定非営利活動法人
NPOブルーアース

担当者名： 寺 澤 克 徳

政策の目的

不法投棄問題は深刻な社会問題となってきたて久しい。今日、この時点で抜本的施策を講じないと、問題を後世に残し続けることになる。我々の提案は、廃棄物処理の原点に立ち返って、必要な軌道修正を行うことにより大きな波及効果を期待できるようにし、最終的に不法投棄をゼロにすることをその目的としている。

背景および現状の問題点

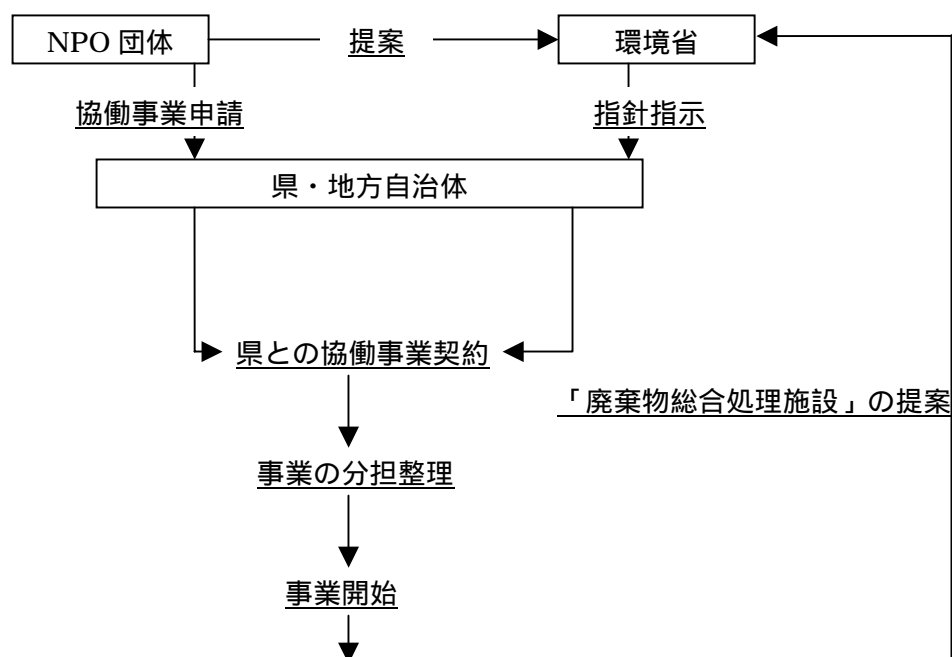
廃棄物処理に関しては、家庭からでるごみを中心にした一般廃棄物（一廃）と法律で定められた20品目の主として産業活動からでてくる産業廃棄物（産廃）とに大別される。一廃は全国で年間5千万トン排出されるのに対して、産廃はその8倍の4億トンもでてくるが、産廃については、これまで十分な管理と施策が講じられなかった。一廃は、自治体が責任をもって処理することになっており、ダイオキシン問題をふくめて、かなり整備されてきたが、産廃の処理責任は排出事業者に残されてきた結果、資力のある大企業はかなり自己処理ができるようになっているが、中小企業は、それができずに不法投棄につながってきた。これは一廃と産廃とを区分して処理までその区分内で完結させようとした無理からきている。ちなみに“産廃”なる概念は、日本独特のものであり、欧米にはない。

政策の概要

- 1) 最近の環境省の方針として、平成16年度より一廃焼却施設で産廃のうち焼却可能なものの一体処理を打ち出したことは前進であるが、これをさらに推し進めて、一廃と産廃の区分を取り除き、自治体はその地域における廃棄物全体を一元管理することを基本とすべきである。なお大量に廃棄物を出す大企業は、従来と同様の自己責任での廃棄物処理は継続する。
- 2) 上記の基本方針を展開していくため、先ず現状として産廃が夫々の地域でどれだけ排出されて、その処理がどうなされているかを把握する。そのための詳細な調査が必要になる。
- 3) 廃棄物を大量に処理するためには、焼却処理に勝るものはない。従って、既存の一廃焼却施設で産廃とともに焼却処理することから始める。これにより廃棄物エネルギーの増大、確保にも貢献する。その他これまで産廃分野で問題なく利用されてきた処理施設も十分活用し、地域、県内でできうる限りの処理をして県外への搬出をやめる。
- 4) 既存施設でなお余裕のある施設の利用については、県をこえた広域地域としてのパートナーシップを構築し処理を行う。運搬コストを削減するため、海運利用（東京湾など）も含めた静脈物流の整備も行う。
- 5) 上記対応でもなお処理できないものが残りそうな場合、広域化を前提とし、10～20年を見越して大型処理施設を策定し、建設に努力する。この場合は、できる限り臨海工場地帯を選び、建設地確保の困難性を排除するとともに、海運利用による輸送コストの削減も図る。この「(仮)廃棄物総合処理施設」の建設は、国家事業として、国と県が協力しあって財源等は調整する。この最後の砦となる「廃棄物総合処理施設」の建設の必要性について、各県で検証し環境省へつなげていく。この「廃棄物総合処理施設」が機能していくにつれて「不法投棄ゼロ作戦」が終結していく。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

提案内容実現のために、関連機関と協働で行うことを想定しつつその作業を整理すると以下の如くである。



想定される分掌事項		
	NPO 団体	県・地方自治体
(1)	一廃、産廃の排出状況・処理施設の調査、問題点の整理	保有データの提供 同左
(2)	既存施設を最大限活用しての処理方法の検討、システム化（新システム）	協働検証、調整
(3)	(2) に対する静脈物流の効率化検討	同上
(4)	(2)、(3) について、いくつかの地域においてシミュレーションの実施	同上
(5)	(2) 項、新システムのPR、啓発	同左 新システム実施に対する行政対応
(6)	新しく大型の「廃棄物総合処理施設」が必要となる場合には、その提案	協働検証、調整 環境省に対する提案
(7)	「廃棄物総合処理施設」稼動に関するPR、啓発	「廃棄物総合処理施設」建設対応
(8)	「不法投棄ゼロ作戦」の見届け	同左

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

当提案を実施していくためには、県、地方自治体との協働作業が必須となる。神奈川県では、平成13年度から「かながわボランティア活動21」なる企画のもとに、公益事業推進のため県との協働事業を行う団体に、事業に要する経費を負担する制度を発足させている。継続事業の場合最長5年が認められる。我NPOも平成18年度事業として、ここで提案している内容を神奈川県において実施するべく申請し、県との協働事業として推進したいと考えている。従ってその場合、政策の実施主体は「NPOと県との協働体」ということになる。

政策の実施により期待される効果

- 1) 不法投棄に関連している、一廃、産廃、の区分を失くすことにより、廃棄物の一元管理を可能にし、廃棄物処理の総合計画が立案し易くなる。
- 2) この政策を最後まで実施することにより、不法投棄をゼロにすることが可能となる。
- 3) 既存施設を最大限有効活用することを通して、廃棄物エネルギー(新エネルギー)の増大、確保にも資する。
- 4) 地域産業興隆のための支援になる。
- 5) 環境保全に大きく貢献する。

その他・特記事項

産業廃棄物処理を主体とした民間処理施設も、なお相当な潜在処理能力を有している。一例であるが鉄鋼会社において、廃プラスチックを高炉吹き込みにより大量に処理しているが、その廃プラスチック自体が地域的に不足しており、期待したように集荷するのが困難であるようである。この政策の中での廃棄物の一元管理を通して、こうした問題も発展的に解決していけると思われる。